

第 603 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 6 年 8 月 22 日（木） 14 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 （一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室
大津市末広町 1 番 1 号 日本生命大津ビル 4 階
3. 出 席 委 員 谷口孝男 佐野高典 木村常男 松井弥惣治 松岡正富
横江久吉
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 磯田書記 秋永書記
5. 説 明 員 西森課長 豊田主席参事 上野参事 三枝参事
秋永主任技師（兼務） 酒井水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷 口 孝 男 印

署名委員 松 井 弥 惣 治 印

署名委員 松 岡 正 富 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 14 時 00 分開会

牧野事務局長 ただいまから、第 603 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の牧野でございます。よろしくお願いします。

本日、琵琶湖海区漁業調整委員会会議傍聴人規則第 1 条に基づく傍聴の申し出がありましたので、ご報告いたします。

本日は、光永委員、久保委員、浦谷委員、小川委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻御出席の委員は 6 名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事にうつります。議事の進行につきまして、委員会会議規則第 5 条により、会長よりお願いいたします。

谷口会長 それでは、ただ今から第 603 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は、松井委員、松岡委員にお願いしたいと思います。

それでは、諮問事項に入ります。漁業の許可の制限措置の内容等について、水産課から説明をお願いします。

(1) 諮問事項

1) 漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について

水産課 秋永主任技師

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

木村委員 申請期間が令和 7 年 3 月 31 日となっていますが、許可の満了日は令和 8 年となっています。これはどういうことですか。

秋永主任技師 資料中の令和 7 年 3 月 31 日というのは、許可を申請する期間を指します。一方で令和 8 年とあるのは、許可の有効期限を指しています。

佐野委員 許可申請すれば、すぐに漁業ができるんですか。

秋永主任技師 申請いただいたら水産課での審査の上、2週間ほどで許可を出すようにしております。

佐野委員 現在えびたつべや竹筒の許可を持っているものが、新たにこの申請期間中に許可の申請をする必要はあるのでしょうか。

秋永主任技師 現在許可をお持ちの方は、おそらく資料にある許可の満了日まで許可が有効となっていると思います。許可の満了日までに有効期限が切れる方については、新たに申請いただければと思います。

佐野委員 許可の満了日に達していない許可証がある場合には、新たに申請しなく良いということか。

秋永主任技師 おっしゃるとおりです。

谷口会長 その他何か御意見、御質問はありませんでしょうか。
それでは、ただいま説明のありました“漁業の許可の制限措置の内容等”については、異議なしとして答申することといたします。
なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。
それでは次の諮問事項に入ります。ビワマス遊漁にかかる承認制度について、水産課から説明を願います。

（２）協議事項

１）ビワマス遊漁にかかる承認制度について

事務局 礒田

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

木村委員 承認数は2,000人から1,000人ほどに減らすのですか。
また、遊漁者や遊漁船業者に旗を渡しているのですか。うちの漁港から出る船を見ているんですが、その時は何にも旗を立てていません。どうなんでしょうか。

磯田書記

一点目ですが、おっしゃる通り 1,083 人の承認に絞ります。

次に、旗をつけているかどうかですが、私ども取締で巡回しておりますら、基本的には旗なく遊漁しているのは見かけていません。ちなみに、そのような遊漁者を見かけるのは遊漁期間が終わってからでしょうか。

木村委員

旗は全員に交付しているのですか。そして遊漁期間が終わったら一度返却するのですか。

磯田書記

旗は承認者全員に渡しています。また遊漁期間が終わったら一度返却してもらいます。そして次の承認でまた新たに交付します。

木村委員

今まで 2,000 人ほど承認していたものをなぜ半分ほどに減らすのか、もう一度ご説明願います。

磯田書記

資料 2-1 のグラフを見てもらうと、遊漁者の採捕量が年々増えています。このまま同じような制度で進めていくと、増々採捕量が増えてしまいます。資源評価において、トータルで 53t ほどの採捕量で資源は安定するという結果が出ています。それを超えないようにということで、採捕量をコントロールしたいと考えています。現状でいいますと、プレジャーボート使用者の採捕量は年々増えておりまして、こちらをある程度抑制しないと適正な採捕量をオーバーしてしまうということで、承認数を減らすこととしております。

木村委員

何度も言いますが、漁業者は賦課金を払って増殖事業を行っております。遊漁者は何も払っていません。なぜ、遊漁者には手数料など何もないのでしょうか。

磯田書記

次の議題で手数料については説明いたしますが、木村委員がおっしゃるのは増殖経費のことですね。これについては様々な御意見がありますが、1 つは増殖に関する経費を負担してもらいたいという意見もありますし、もう一つは遊漁者の方が増殖経費を負担することが法的にできないということがあります。また、協力金として徴収するとしても、漁業者の方にもいろんな意見がございまして、負担してもらいたいという意見や徴収するのはどうかという意見もあり、この辺りは意見を整理した上で、将来的に増殖経費を負担してもらうかどうかは継続して議論していかなければならない

と考えています。現時点では増殖経費の負担はなかなか難しいと考えています。

木村委員

漁業者自体が減ってきています。増殖事業にはいくらくらいかかっているのですか。

磯田書記

増殖事業については昨年度の実績でいうと、トータルの事業費は810万円がかかっています。そのうち、3分の2の経費補助が出ておりまして、それが540万円、県漁連の負担が270万円です。

木村委員

それは昔から変わらないのですか。40年ほど前から増殖事業に取り組んでいます。しかし、漁業者として事業に取り組んでいる。もう少しなにかしてくれないと、漁業者からも文句が出ています。運転免許証等でもいくらかお金を払っています。それをなんとか考えてもらわないと。増殖事業でも遊漁者からもらって行くと、何もかも良い方向に向かうと思います。考えてやってもらいたい。

磯田書記

経費の徴収については伺っております。手数料については今後徴収していくこととしております。増殖経費の負担については継続して議論していきたいと思います。

谷口会長

課長、何か総括的に言うことはありますか。

西森課長

ビワマスの増殖事業について、県漁連さんが事業主体としてやっておられます。これまでは県が2分の1の補助をしておったところでございますけれども、去年度から3分の2の補助ということで、漁業者さんの負担は2分の1から3分の1に減少しております。

佐野委員

水産試験場から資源量の推定について説明がありましたが、推定で160tくらいは居るだろうということでしたが、去年度は透明度等の影響で漁獲は激減しました。さらに今年はそれを下回っています。去年は承認数を1,900人としたが、当日消印を有効にしたことで、1,900人を超えたということがありました。今年は1,083人以内とありますが、どのように取り扱うのでしょうか。

また、去年度は承認基準で旗の返却期限を守らなかったものが99にいるが、今年のシーズンでは資格なしとするのでしょうか。

礒田書記	まず、1,083 人の考え方ですが、1 か月間申請期間を設けた上で、一旦申請を受け付けます。例えば 3,000 件の申請があったとすると、3,000 件対象に抽選をしまして、その中から 1,083 人を抽選で決めるということを考えています。つまり上限が 1,083 人ということになります。 それから先ほどありました、委員会指示違反があったもの等 99 人につきましては、氏名等確定していますので申請があったとしても承認はしないということになります。
佐野委員	確認ですが、最大の承認数が 1,083 人という理解でいいですか。
礒田書記	その通りです。
佐野委員	到着順など関係なく、抽選で選ぶということですか。
礒田書記	申請期間内に申請があればそれは受け付けましてこの中から抽選で選ぶということです。先着順などはなしということです。
佐野委員	確認ですが、先着順や消印有効などなく、最大の承認数が 1,083 人という理解でいいですか。
礒田書記	はい。
谷口会長	他に御意見ございませんか。 資料にある委員会指示は案ですか。これでよければ次の流れに移るのですか。
礒田書記	本日これで指示を出すということが決定しましたら、この案で告示するということになります。
谷口会長	今の議論で大体よろしいですか。 事務局より色々説明がありましたが、この委員会指示を発出することによろしいですか。
委員一同	はい。

谷口会長

それでは次の協議事項に入ります。

ビワマス遊漁の承認に係る標旗の交付の手数料について事務局から説明をお願いいたします。

(2) 協議事項

2) ビワマス遊漁承認制度にかかる標旗の交付の手数料について

水産課 礒田副主幹

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

木村委員

今年の10月からではなく来年からになるということですか。

礒田副主幹

周知期間等や議会を通すことが必要となってきますので、最速で来年からとなってしまいます。

木村委員

これは言わば、旗等の事務経費ということですね。

また今後は、別の料金がいると思います。琵琶湖は池のようなものです。池のなにかを増殖するためには、ただで釣らせるというのは……。河川での友釣りでもなんでも高くとっています。ビワマスは琵琶湖で一番の大事なような、皆さんが一番好きな魚です。もう少し料金を他の増殖経費に回せるぐらい取ったらどうかと私は思います。

佐野委員

意見募集の結果について、538件の料金を徴収しても良いという意見は、何に対しての料金を徴収して良いという意見なんですか。増殖に関してでしょうか。

礒田副主幹

増殖の経費として徴収しても良いという意見や事務的経費の負担をしても良いという意見など、様々な意見がありました。料金の負担についてはある程度受け入れる、仕方ないという意見が多くありました。

谷口会長

結局、法律で認められているものであれば、同意があろうがなかろうが徴収するということになると思いますが、その辺の話は議論の結果中々難しかったということですよ。そのような中でとがったことのないようにということで意見を募集したという理解をしているのですが、それでよかったですか。

磯田副主幹

遊漁料ということでの徴収はできませんが、協力金として任意の団体を設立したうえで徴収することは可能です。しかし、仕組みづくりが中々難しいと現状では思っています。増殖経費の負担というのは今後も検討していかななくてはならない課題であると思っています。

また、事務的経費というのは現状でも発生していますし、県の負担でやっているというのもありますし、これは遊漁者に負担してもらうというのが今回の考えです。

谷口会長

協力金制度というのは可能なかどうかということの範囲の中で聞いただけのことで、確かにこれは制度化していくのは難しい、ということが分かった上で一応聞いたという話ですね。

手数料というのは当然ながら、一定の利益を受けた時に行政経費として出してもらいましょう、という考え方は手数料条例等の法律で決まってるというふうな流れの中で整理したということですね。

問題は木村委員がおっしゃってる部分への充当というところですが、それは水産課としての立場としてどうですか。

西森課長

琵琶湖は海区ですので、内水面のように、アユの友釣りなどのように料金を取ることはできません。琵琶湖の小アユ釣りなども基本無料でできますが、それと同じで、自由漁業である引縄釣りで琵琶湖でビワマスを採るということは、自由であるということです。そのため中々料金を徴収するということは制度上できないため、協力金という話も出てきている中で、中々難しいところがあるというのがこの手数料となっています。しかし、増殖経費について、漁業者さんに主にご負担いただいているということで、令和2年度より県漁連の負担は3分の1で、それ以前は2分の1でございました。例えば令和元年度ですと、900万円ぐらいかかっている中で、県と漁連で450万円ずつでありましたのが、令和2年度以降ですと、県が600万円、漁連が300万円ということで、漁連の負担は150万円減少しています。県費については、税金がもとになっているものですので、ビワマスの遊漁者が全く負担していないかという風には思っているところがございます。もちろん遊漁者の方も、漁業者以外の国民の方のための権利というのは持っていらっしゃるの、それを否定するのは難しいと思います。そのような中で、漁業に影響を与えない、あるいは、資源を一定程度保って、漁業者遊漁者ともにビワマ

スの恵みを今後も享受していくというところで委員会指示を出しています。

谷口会長

木村委員からの意見でありましたが、今は行政の収入が厳しく財政が厳しい中、来年度予算の話になってくるんでしょうけども、記憶の中では一定の歳入を県下でそれぞれ頑張ったら、それぞれの施策にその半分とかは政策的経費に反映するという、そういうルールがあったように記憶していますが、そういう意味で言うと、この部分について、水産行政の政策推進費を充てていきたいというようなことが、課長の意見としてあって、庁内的にこう考えていると、そういうような話がここでの議論を結果として反映していくということだなということで、結果はなかなか厳しい部分があるのかわかりませんが、やっぱり水産課としてはこういう厳しい状況の中で飛び込んでいくということですから。そうすると先ほど佐野委員がおっしゃった資料の3番の精神にも合致すると思います。こういう論理で水産課としては、行政政策に反映していったほうがいいです。委員会でもこういう議論があったということで、今後の施策の参考としていただければと思います。

西森課長

こういった議論があったということで財政当局とも接触していきます。結果どうなるかはわかりませんが、そこは頑張っていきたいと思います。

谷口会長

他にご意見ご質問ございませんか。

それでは、他にないようですので、水産課案で進めていくとしてよろしいでしょうか。

委員一同

よい。

谷口会長

それではそのように進めていただきたいと思います。

最後の報告事項に入ります。ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る調整規則改正について、水産課より説明願います。

(3) 報告事項

1) ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制にかかる調整規則改正について

水産課 佐野主幹

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。

佐野委員

漁業者はこの3月までに資源管理計画を作りました。それは自主的にしていこうということで、ホンモロコについては今まで5月6月は自粛しようと思ってきました。という中でやってきたが、漁業者が資源管理をそれぞれの組合でちゃんとして、それが守られてくると、縛りをかけるというやり方は、私は好ましくないと思います。

特にモロコは、流通が昔の半値以下ということで、漁業者は魚屋から行かないでくれと言われる状況の中で、そういうことも一因としながら増えてきた過去があります。これは自粛であって禁漁ではありません。その辺の問題と、なおかつ増えてきたから県も去年からモロコの放流は様子を見ながら中止しようということで、放流は中止されています。内水面漁業の中で、山本川をはじめ、それぞれの河川では4月5月は遊漁者も漁業者も採捕を自粛しなさい、という通達で良いのではないのでしょうか。それを調整規則の方について罰則というのは、ちょっと本来の趣旨からは、増えている魚にそこまで調整規則化して罰則をつけるのは。一番漁業者も恐れていたことです。シジミについても資源管理計画8月1日から15日まで自粛すると調整規則上、禁漁になるのではないかと、禁漁期間が延びるのではないかと、というような危惧をしていました。これはまさにその通りとなっています。合点がいきません。

佐野主幹

全湖的なホンモロコ、あるいは他の業種に関しても、規制を強めていこう、そういう流れではなく、ましてや自主的に管理してもらってそれが定着したら、法的に規制していこう、そういう話ではありません。

ホンモロコにつきましては絶滅を危惧されるところまで減ってしまいました。そのときに最初にホンモロコがわずかながらも産卵をして数を年々増やしていったのがこの3河川で、ホンモロコにとって最も重要な産卵場であるというような認識を持っていまして、ホンモロコという魚を絶やすことなく今後も守り続けていくためには、守っていかなければならない聖域であると思っており、調整規則化しようとするものです。委員会指示を毎年出せばいいのではないかとのご意見もあろうかとは思いますが、水産庁の見解としましても、あるいは内水面委員会の見解としましても、全く同じ内

容で委員会指示を繰り返して出すのは、そもそもそういうものではないだろうということで、固定的なものあれば委員会指示ではなくて調整規則化するのが適当だろうということです。罰則の話をしたので、きつく縛っていこうというふうに思われたかもしれませんが、非常に重要な産卵場についてずっと守っていかなければならないので、臨時的な措置ではなくて恒久的な措置にしようという考えに基づいて、調整規則化しようとするものです。

また、ホンモロコの資源が増えてきている中で、放流をしていないというお話がありましたが、放流というのは非常に経費がかかるものですので、しっかりと産卵場であるとか、そういったところで守るところは守る。自然の力を利用してなるべく最小限の放流で増やしていくのが良いと考えています。

佐野委員 ホンモロコの採捕禁止は、山本川等3河川に絞るということですか。

佐野主幹 その通りです。3河川の中の産卵に適した一部の地域という形になります、それ以外の場所について何か規制を強化しようとするものではありません。

佐野委員 この3河川は、産卵期間はタモでも掬えると聞きます。他の河川でもタモで掬えるという話も聞いており、資源が増えていると感じます。他の河川については4、5月どうしているのですか。

佐野主幹 県内各地にありますフナ・モロコ用の浮き産卵床等の増殖場については、期間を決めて採捕禁止の期間が設けてあります。湖岸などでは採捕は基本的には自由となっております。今後問題になるようなことがあれば、委員会等での措置を検討する日が来るのかもしれませんが、現状としましては、ホンモロコにとって最も重要な産卵場を恒久的に守っていくこととしております。

谷口会長 資料5ページにある諮問・答申というのは、先の資料を含めて両委員会に諮問するという事でよかったでしょうか。

佐野主幹 そうです。我々としてはこういう改正をしたいということで資料を作り、水産庁と協議しておりますが、まだ、今後認められるかどうかというのは現段階では見えないところです、概ねは問題ないと思いますが。

谷口会長 4月から規則化とありますが。

佐野主幹 それを目指しているのは間違いないということと、内々では問題ないだろうとは言われております。

谷口会長 この後に出てくる販路開拓などというのは、水産課としてはこれも考えていくということで理解してよいでしょうか、

西森課長 流通に関しましては今、「びわ湖魚グルメ」ということで、県内の居酒屋やホテルとレシピ開発などしながら、それを出していただくといったこともしつつ、販路を開拓していけたらと思っております。

谷口会長 これはこういう方向で進めていくということで、報告を聞いたということでよろしいでしょうか。

佐野主幹 はい。

谷口会長 続いて、“アユ資源の状況”について、水産試験場から説明をお願いします。

(3) 報告事項

2) アユ資源の状況について

水産試験場 酒井場長

佐野委員 今説明いただいて、浜の漁師は来年のアユは大変だと言っています。今年は異常な暑さとなっています。人工河川は放流の目処が立っていますが、天然河川の水を人工で増やすことはできません。今度来る台風がどれだけ滋賀県に影響があるかはわかりませんし、天候次第ですが。今の状況のままでいくとなると、天然河川での産卵は年々期待できなくなるということになるかと思います。天然河川で50%の産卵があると言われる姉川で、濁水の問題で泥がかぶってしまうなど、大きな期待が持てません。天然河川の産卵というのは、どのように予測をしているのですか。水量や水温にもよると思いますし、天然河川でのアユの産卵について、自然状況を踏まえてどのように考えていますか。

酒井場長 産卵量の予測というのは、確かに言葉として足りないところがご

ざいまして、実際にどれだけ産卵されるかというそれそのものを予測する手段というのは、我々は技術的に持っていません。ただいまの説明しましたのも、これだけの産卵が期待できる親が残っていると、そこを予測する手段ができたということでございまして、実際に産卵が現場で行われるかは、佐野委員おっしゃっていましたように川の状況に大きく左右されてしまいますので、今のところそこを予測する手段はないのが現状です。大きく影響する条件としましては、流量と水温だと思っております、特に昨年の状況では水温が高すぎて、産卵がうまくいかなかったというふうに見ておりまして、今シーズンは、川に水温を連続的に観測できる器具を設置いたしまして、より詳細に川の水温とアユの産卵状況の差の関係を見れるようにしていきたいと思っております。そういった情報をこれから積み重ねていくと将来的にはということになりますが、実際に産卵されるアユの産卵数が予測できる手段が検討できるかと思えます。

谷口会長

他に、ご意見、ご質問ございませんでしょうか

木村委員

河川の産卵の時にカワウがいますが、水産課として対策はどのように考えていますか。

西森課長

カワウにつきましては、主要な産卵場において糸張りなどをしていただいてカワウの捕食を防ぐということを継続しております。

木村委員

去年はされませんでした、今年はどうされるのですか。

三枝参事

昨年度も姉川では糸張りを実施しています。引き続き取り組んでいくこととしております。

木村委員

安曇川はしていませんよね。

三枝参事

安曇川は昨年度は事業自体は県漁連さんへの補助という形で実施しておりました。実質的には地元の漁協さんにご協力いただいて糸張りしているのですが、昨年度は姉川、今年度も姉川は大きな産卵場となっていますので、取り組んでいただけたらと思っております。

谷口会長

それでは、他にないようですので、以上で第 603 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。今日はどうもありがとうございました。